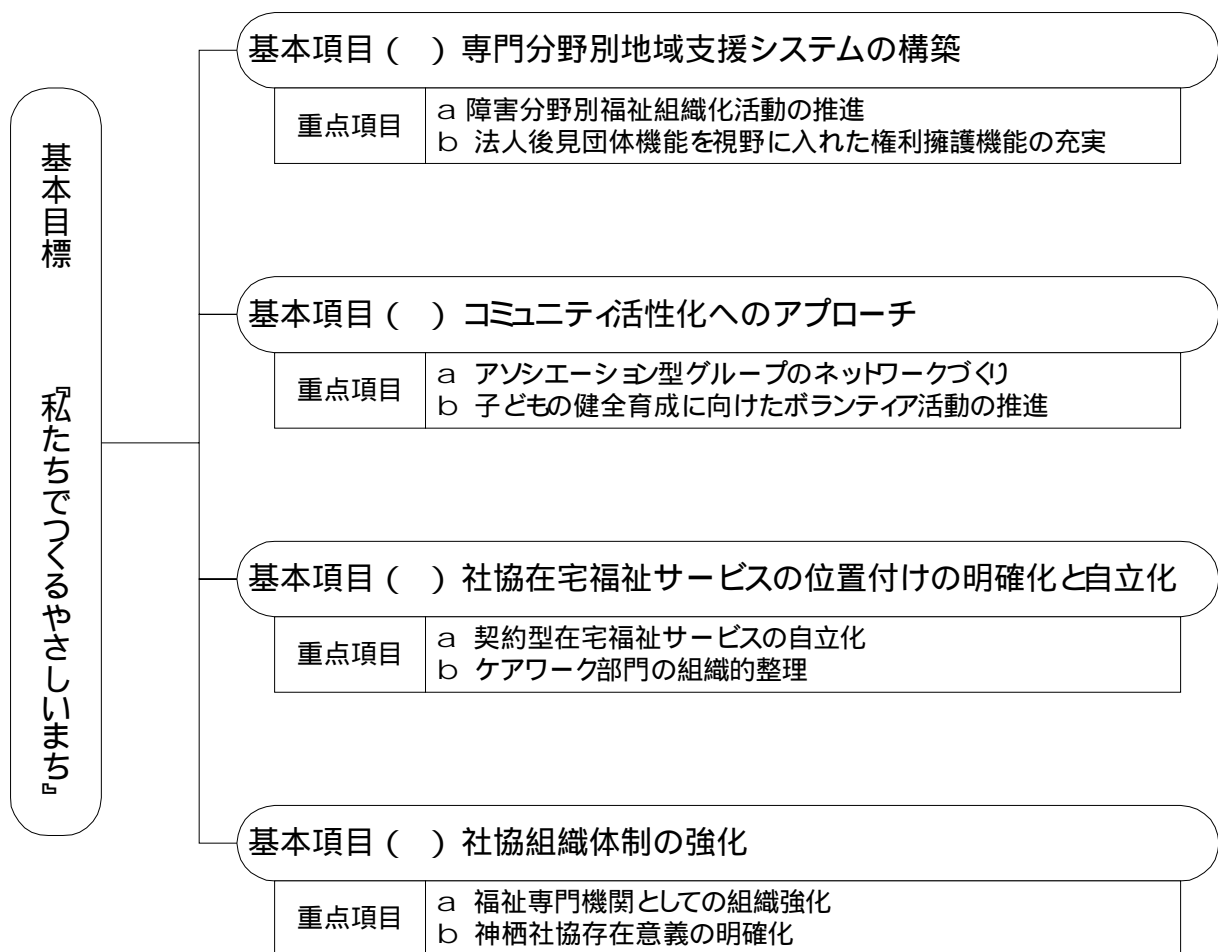


第3章 実施計画

1. 実施計画の明記にあたって

本会の実施している各取り組みに関する年度毎目標の設定、半年毎の評価、評価に基づく修正・変更は新生神栖市社協となった今日でも継続される予定である。したがって本計画の「実施計画」については、平成21年度の到達目標に向けた各種活動の最も重要とされる柱的活動について表記するスタイルとする。また、下記以外の全ての活動、事業については基本的に継続充実を図るため参考資料として掲載する。



2. 実施計画

基本項目 () 専門分野別地域支援システムの構築

a 障害 (精神、知的、発達障害等) 分野別福祉組織化活動の推進

4年後 (平成21年度) 到達目標

・精神障害者地域生活支援分野における活動を充実強化し、地域生活支援センター機能を有する。精神障害者デイケア・ピアサポートグループ青空支援を中心に在宅訪問活動、家族のつらい支援を継続し専門相談・ピアカウンセリング等の新たな活動を組み入れる。

また、地域ケアシステムによって医療、保健分野との連携のベースをつくり、関係機関の守備範囲をより明確化することでクライアントの発見から社会参加・社会復帰までのトータルな支援システムを構築していく。

・知的障害者地域生活支援分野については、福祉的就労、一般就労支援に必要なジョブコーチ制度の導入を視野に入れた研究を開始し、組織内に最低1名のジョブコーチを確保する。

・発達障害者支援法に明示された発達障害 (児) 者地域生活支援分野については、アスペルガー症候群を考える会支援の継続からAD/H D (注意欠陥多動性障害)、LD (学習障害) など、同じ生活課題を抱える家族同士のセルフヘルプグループ立ち上げ支援を展開し、グループ化を図り、これら発達障害関連分野の家族支援を柱に展開する。

・発達障害児に関わる保育士、幼稚園教諭等を対象とした早期療育研修の開催し、21年度までに市内全ての保育所・幼稚園に最低1名の修了者を確保する。更に修了者を中心に福祉・保健・医療・教育分野による支援ネットワークを立ち上げる。

また、専門家による集団場面への訪問相談を新規事業として展開する。

・地域包括支援センターの受託運営を目指し、専門職の確保及び契約型事業所部門の組織内分離を実施する。行政との具体的な調整に着手する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
ピアサポートグループ 青空支援	週1回実施	週2回実施	完全 自主活動化		
精神障害者 デイケア	週1回実施		毎日型を 行政と協議	回数の増加	毎日型に移行
精神障害者地域生活 支援センター機能	兼務で実施	兼務で実施	必要性を 行政と協議	精神保健福祉 士を2名確保	占有スペース の確保
知的障害者就労支援 ジョブコーチの確保	研究 研修		兼務で 1名確保	具体的活動を 開始	
発達障害児者の 当事者グループ支援	アスペ グループ支援	父親会の 検討 調査	父親会の 設立	活動支援	
発達障害児療育者 研修	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
発達障害児者支援 ネットワーク	準備	1回 / 2ヶ月	月1回実施		最低月1回 その他随時
発達障害児 早期療育支援相談	準備	保育等への 訪問相談			制度化への アクション
地域包括 支援センターの受託	契約サービス 部門の分離	分離第2段階	行政との受託 協議開始	支援センター の受託	

b 法人後見団体機能を視野に入れた権利擁護機能の充実

4年後(平成27年度)到達目標

- ・社協における法人後見の在り方についての研究を開始する。
- ・日本社会福祉士会主催の成年後見人養成講座修了者を最低3名確保(地域ケアコーディネーター全員・認知症担当、知的障害者担当、精神障害者担当)し、組織としての後見活動を可能とする。また、法人後見団体になるための環境整備を進め、(仮)権利擁護センター機能を有する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
成年後見候補人の確保	1名確保		1名増員		1名増員
法人後見団体研究	研究 研修		法人後見団体 機能の確保		
権利擁護(後見支援)センターの設置	研究 研修				センター設置



基本項目 () コミュニティ活性化へのアプローチ

a アソシエーション型グループのネットワークづくり

4年後 (平成21年度) 到達目標

・既存のわくわくサロンの支援はもとより、新たなサロン立ち上げのアプローチを積極展開し住民の主体的な地域支援活動(目標値20カ所以上)を促進する。また、その他の目的別グループ(子育て・引きこもり・ボランティア等)同士のネットワーク化を進める。

・防災、災害時の社協対応マニュアルづくりを通じて、災害弱者支援体制を整える。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
わくわくサロン 設立支援	2カ所増 (9カ所)	3カ所増 (14カ所)	3カ所増 (17カ所)	3カ所増 (20カ所)	3カ所増 (23カ所)
課題別セルフヘルプ グループの研究	引きこもり 課題の研究	引きこもり の実態把握	支援者の グループ化		
課題別セルフヘルプ グループの研究	子育て支援G の自立支援	自主活動の 拡大支援			
地域活動Gの交流	交流会の実施	共働活動支援			
防災・災害対応 マニュアルの作成	地域活動Gと 問題の共有化	作成作業開始	対応シミュレー ションの実施		

b 子どもの健全育成に向けたボランティア活動の推進

4年後 (平成21年度) 到達目標

・ファミリーサポートセンター事業の受託運営にあわせ、子育て支援の総合相談体制を整備する。

・ボランティアキャラバンの年齢別メニューの明確化と体系化を進め、より積極的な福祉教育を学校、地域住民とともに展開する。新たに、子供会、PTA、青年会議所等との連携を進め、共同活動プログラムを展開する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
ファミリーサポート センターの受託運営	受託に向けた 協議	受託		総合相談 体制の強化	
キャラバン サポーターの育成	入門講座の 開催	専門講座の 開催		入門講座の 開催	
ボランティア キャラバンの活性化	マニュアル 見直し	新規マニユ アルにて実施	サポーターに よる実施		
関係団体・組織との 交流活動	年1回実施	年2回実施		共働活動の 実施	

基本項目 ()社協在宅福祉サービスの自立化

a 契約型在宅福祉サービスの位置付けの明確化と自立化

4年後 (平成21年度)到達目標

- ・グループ別研修体系を明確化し、各種サービスの質的向上を図る。
- ・介護保険及び障害者支援費制度における各種契約型在宅福祉サービス事業所（居宅介護支援・ホームヘルプ・訪問入浴・福祉用具貸与）の管理的職員以外はケアワーカーとし独立採算性を高める。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
グループ別研修の 体系化	グループ毎 定期研修実施				
居宅介護支援事業所	専任2名、兼 務3名体制	専任2名兼務 1名(法改正)	専任2名 (非常勤職員)		
ホームヘルプ事業所	正規職員2名		正規職員1名		

b ケアワーク部門の組織的整理

4年後 (平成21年度)到達目標

- ・介護保険及び障害者支援費制度における本会独自の各種契約型在宅福祉サービス事業所部門（居宅介護支援・ホームヘルプ・訪問入浴・福祉用具貸与）は、他の社会資源の整い状況に合わせて縮小化を図る。
- ・高齢者デイサービス、障害者デイサービス、福祉作業所きぼうの家は平成18年度より3年間の指定管理者としての運営に切り替わる。指定管理者としての運営期間は安全配慮義務、善管注意義務を果たせる取り組みに重点を置く。
- ・指定管理者としての運営事業については、社協が指定管理者となる意義を明確化し方針を決定する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
契約型サービス部門 の組織内整理	検討	契約サービス 部門の整理	事業規模の 検討		
高齢者・障害者 デイサービス	行政と協議	指定管理者 として運営			/
福祉作業所 きぼうの家	行政と協議	指定管理者 として運営			/
指定管理者としての 本会の在り方検討	組織内検討	組織内検討	組織内検討	方針決定	

基本項目 ()社協組織体制の強化

a 福祉専門機関としての組織的強化

4年後 (平成21年度)到達目標

- ・理事の事項別担当制 (事業・組織・財政) を明確化し、社協活動への関わりを強化する。
- ・職員の専門職種化を進め、社会福祉士 6 名、精神保健福祉士 3 名 (重複) を最低限確保し、各分野毎にコミュニティソーシャルワーカーを配置する。将来的 (平成26年) には本会正職員全員が国家資格 (社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士) 取得を達成する。
- ・地域包括支援センターへの本会専門職派遣の開始。
- ・福祉事務所への本会専門職派遣の協議開始。
- ・職員採用規程、処遇に関する規程を整備する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
理事の事項別担当制	検討	事業・組織・財政部会設置			
職員の専門職種化1	社会福祉士 2名	社会福祉士 1名増員	社会福祉士 1名増員	社会福祉士 1名増員	社会福祉士 1名増員
職員の専門職種化2	精神保健福祉士 1名		精神保健福祉士 1名増員		精神保健福祉士 1名増員
地域包括支援センターへの職員派遣	行政と協議	1名派遣			/
福祉事務所への職員派遣	行政と協議		1名派遣		1名派遣
職員採用・処遇関係規程の整備	検討	新規再検討	新規定施行		

b 神栖社協存在意義の明確化

4年後 (平成21年度)到達目標

- ・社協合併後も本会理念を継承した活動が展開できるよう、研修体系に基づく職員意識の向上を図るための定期研修を実施し、本会の存在理由、あるべき姿を全ての職員が理解する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
定期全体研修	実施				
支所別研修	実施				
神栖社協職員倫理綱領の作成	プロジェクト方式で着手	完成			